

## 国民健康保険制度等をめぐる「これまでの国の動き」

年月日	国民健康保険関連事項
平成 24 年 8 月 10 日 (2012 年) 民主党政権	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会保障・税一体改革関連 8 法成立。</li> <li>○消費税法等の一部改正成立 (H26 年 4 月～8%、H27.10 月～10%) H24.2.17 閣議決定された社会保障・税一体改革大綱における市町村国保への財政基盤強化策の財源が確保された。(2,200 億円投入) 1. 低所得者保険料軽減の拡大 2. 保険者支援制度の拡充</li> <li>○社会保障制度改革推進法成立 (国民会議の設置) 年金機能強化法などの関連 8 法が成立した。</li> </ul>
平成 24 年 11 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第 1 回社会保障制度改革国民会議開催。 (社会保障制度改革推進法に基づき、設置期限の平成 25 年 8 月 21 日までに年金・医療・介護、子育て 4 分野における提言を政府に答申)</li> </ul>
平成 25 年 2 月 19 日 (2013 年) 自公政権	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 25 年度税制改正の国保法施行令の一部改正政令を閣議決定 後期高齢者医療の創設に伴う、国保税軽減の特例の恒久措置及び特定継続世帯の世帯割に係る 3 年間延長。</li> <li>○課税限度額引き上げは据え置き決定</li> </ul>
平成 25 年 8 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会保障制度改革国民会議が報告書を取りまとめ (20 回開催)</li> </ul>
平成 25 年 8 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民会議の報告書を踏まえ、政府が「社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく『法制上の措置』の骨子を閣議決定</li> <li>○国保の財政運営の責任を担う主体を都道府県とし、保険料の賦課徴収などを担う市町村との適切な役割分担を提言した国保改革などについて、平成 29 年度までを目途に必要な措置を講じるスケジュールを記した。国保関係を含む医療保険制度関連法案は、平成 27 年の通常国会への提出を目指す。</li> <li>①低所得者の保険料軽減 ②国保組合に対する国庫補助の見直し ③国保の保険料賦課限度額の見直し ④70～74 歳の患者負担割合の 2 割への引き上げ ⑤高額医療費の見直しを検討し、26～29 年度を目途に順次必要な措置を講ずる方針が骨子に盛り込む。</li> </ul>
平成 25 年 10 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」(プログラム法案) を閣議決定し、第 185 回臨時国会に提出。</li> </ul>
平成 25 年 12 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」(プログラム法案) 参院本会議で可決・成立。</li> <li>○プログラム法に盛り込まれた事項については、社会保障審議会医療保険部会で議論し、平成 26 年度から平成 29 年度までを目途に順次必要な措置を講じ、法改正が必要な事項については、平成 27 年通常国会に法律案を提出する。</li> </ul>
平成 25 年 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 26 年度診療報酬改定率大臣合意 (財務大臣と厚労大臣折衝) 診療報酬本体 0.73% の引き上げ、薬価改定率 0.63% の引き下げ 全体で 0.1% の引き上げ。</li> </ul>

年月日	国民健康保険関連事項
平成 25 年 12 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 26 年度税制改正大綱を閣議決定。</li> <li>国民健康保険に係る平成 26 年度税制改正、政令改正内容</li> <li>○国保税の賦課限度額 4 万円引き上げ</li> <li>○応益分（均等割、平等割）2 割、5 割軽減判定所得の拡充</li> <li>●平成 26 年度政府予算案閣議決定</li> <li>平成 26 年度予算措置、政令改正</li> <li>○70 歳～74 歳の患者負担の段階的な見直し</li> <li>平成 26 年 4 月 2 日から 70 歳の誕生日の高齢者から患者負担を順次 2 割負担に引き上げる。（H26.4 月から実施）</li> <li>○高額療養費の見直し（判定区分を現行 3 区分から 5 区分へ）（H27.1 月から実施）</li> </ul>
平成 26 年 1 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第 186 回通常国会開会（会期 6 月 22 日までの 150 日間）</li> <li>平成 25 年度補正予算、平成 26 年度当初予算案審議</li> <li>予算関連法案 医療法改正、介護保険法改正などの一括法案は 2 月上旬に提出予定。</li> <li>○後期高齢者医療制度の賦課限度額 55 万円から 57 万円に閣議決定。</li> </ul>
平成 26 年 1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令施行</li> <li>○保険料の賦課限度額の引き上げ、保険料軽減対象の拡大</li> <li>●前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令施行</li> <li>○後期高齢者負担率を 10.52% から 10.73%</li> <li>○財政安定化基金拠出率を 0.06% から 0.044%。</li> </ul>
平成 26 年 1 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」開催</li> <li>○プログラム法案に掲げられた今後の国保保険者、運営等の在り方を具体化するため、厚労省政務三役（田村厚労大臣、土屋、赤石副大臣）と地方団体代表（福田栃木県知事（全国知事会）、岡崎高知市長（全国市長会）、斎藤秋田県井川町長（全国町村会）の政務レベルと事務レベル協議開始。</li> <li>○本年 7 月中旬とりまとめ</li> </ul>
平成 26 年 2 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央社会保険医療協議会（中医協）診療報酬改定内容を答申。</li> <li>○入院から在宅医療への誘導（重症患者病床から地域包括病床へ転換）</li> <li>○地域包括診療料の導入（包括払い）</li> <li>○初・再診料に消費増税分を上乗せ等。</li> </ul>
平成 26 年 2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険法施行令の一部を改正する政令案を閣議決定。</li> <li>○国保料の賦課限度額 4 万円引き上げ</li> <li>○応益分（均等割、平等割）2 割、5 割軽減判定所得の拡充</li> </ul>
平成 26 年 2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●佐賀県後期高齢者医療広域連合議会が H26.27 保険料率改正条例可決</li> <li>○H26・27 年度保険料率（内は H24.25 保険料率 均等割：51,800 円（49,500 円）所得割率：9.88%（9.60%） 年額：57,846 円（56,898 円）1.67% の上昇率 年額 948 円引き上げ</li> </ul>

# 「プログラム法」（医療保険制度）の実施スケジュール

プログラム法に盛り込まれた事項については、社会保障審議会医療保険部会等で議論し、平成26年度から平成29年度までを目途に順次必要な措置を講ずる。法改正が必要な事項については、平成27年通常国会に法律案を提出することを目指す。

実施スケジュール		
法改正の宣言	実施スケジュール	
(医療制度) 第4条7項 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする		
一 医療保険制度の財政基盤の安定化についての次に掲げる事項	平成27年法案提出	
イ 国民健康保険（国保）に対する財政支援の拡充	口 国保の保険者、運営等の在り方に關し、国民健康保険の保険料の適正化等の取組を推進するとともに、 イに掲げる措置を講ずることにより、国民健康保険の更なる財政基盤の強化を図り、国民健康保険の財政上 の構造的な問題を解決することとした上で、国民健康保険の運営をはじめとして都道府 県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に關する市町村 の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策 ハ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第26号)附則第2条に規定する所要の措置	平成27年法案提出
二 医療保険の保険料に関する国民の負担についての次に掲げる事項	平成26年度税制改正、 政令改正	
イ 国民健康保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減	平成26年度税制改正、 政令改正	
ロ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること	平成27年法案提出	
ハ 被保険者の所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し	平成27年法案提出	
二 国民健康保険の保険料の賦課限度額及び被用者保険の標準報酬月額等の上限額の引上げ	平成26年度税制改正、 政令改正	
三 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項	平成27年法案提出	
イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担 能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し	平成26年度予算措置、 政令改正	
ロ 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との 公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し	平成27年法案提出	

(平成26年1月22日 厚生労働省保険局資料)

# 医療保険部会での検討スケジュール（プログラム）（案）

	医療保険部会	地方団体との協議
		・国保の低所得者保険料負担軽減措置(再掲) ・国保の保険料賦課限度額引上げ(再掲) ・国保の財政支援の拡充(再掲) ・国保の保険者、運営のあり方(再掲)
25年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保・後期高齢者の医療料負担軽減措置</li> <li>・国保の保険料賦課限度額引上げ</li> <li>・所得水準の高い、国保組合への国庫補助の見直し</li> <li>・医療報酬改定基本方針</li> <li>・被用者保険の標準報酬月額の引上げ、国庫補助の見直し</li> <li>・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来の観点からする給付の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者支援金の全面総報酬割り勘会けんぽの国庫補助率や高齢者医療の費用負担の在り方拡充</li> <li>・国保の保険者、運営等のあり方</li> </ul>
26年	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月 議論 →とりまとめ</li> <li>12月 議論 →とりまとめ</li> <li>4月 議論 →(中間まとめ)</li> <li>12月 対応方針 →(中間まとめ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議論 →とりまとめ</li> <li>議論 →(中間まとめ)</li> <li>議論 →とりまとめ</li> <li>議論 →(中間まとめ)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・26年度税制改正、予算措置、政令改正</li> <li>・26年度中を中途に政令改正</li> <li>27年常会に法案提出</li> </ul>